

動物検疫の概要と動物検疫検査手続 電算処理システム（ANIPAS）について

農林水産省動物検疫所調査課
平成21年3月23日

動物検疫所の取り扱う法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・兎、ミツバチ ・犬 ・これらの動物の骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草	監視伝染病に限定 家畜伝染病(26種) 届出伝染病(71種)
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク	狂犬病

動物検疫所の取り扱う法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	・サル	エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・こい ・きんぎよ その他のふな属魚類 ・はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお ・さけ科魚類の発眼卵及び稚魚 ・くるまえび属のえび類の稚えび 	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 他7疾病

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止





動物検疫所の配置と指定港

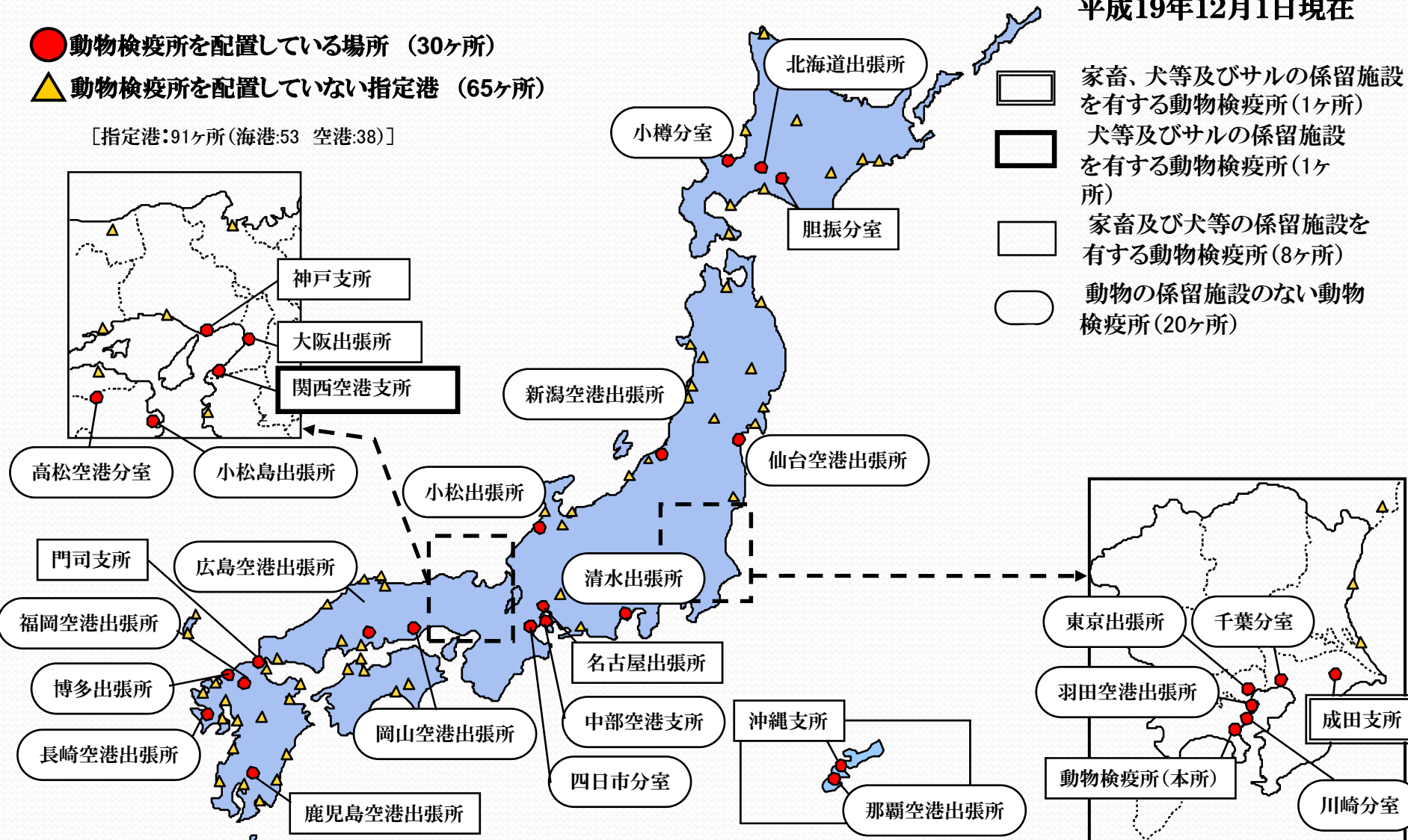
平成19年12月1日現在

● 動物検疫所を配置している場所 (30ヶ所)

▲ 動物検疫所を配置していない指定港 (65ヶ所)

[指定港:91ヶ所(海港:53 空港:38)]

-  家畜、犬等及びサルに係留施設を有する動物検疫所(1ヶ所)
-  犬等及びサルに係留施設を有する動物検疫所(1ヶ所)
-  家畜及び犬等の係留施設を有する動物検疫所(8ヶ所)
-  動物に係留施設のない動物検疫所(20ヶ所)



ANIPASの導入の経緯等(1)

- 動物検疫所では、畜産物輸入検査申請手続の迅速化を図るため、平成9年に動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)を導入した。システムでは、単に手続を電子化・オンライン化するだけでなく、税関手続の電子システムであるNACCSとインタフェイスシステムで接続し、通関業者等が行う輸入申告と畜産物の輸入検査申請手続を関連付けて処理できる機能を実現している。
- 導入1年後の平成10年には、食肉製品に添付されるオーストラリア政府発行の検査証明書の電子的受け入れに合意し、SANCRTシステムとして導入した。

ANIPASの導入の経緯等(2)

- 1回目のシステム更改を行った平成13年には、輸入畜産物検査手続の更なる迅速化を目的として機能追加を行うとともに、平成14年からは、畜産物の輸出検査申請及び動物の輸出入検査申請を電子化・オンライン化した。
- その後、平成17年に策定した業務・システムの最適化計画に基づき2回目のシステム更改を行い、平成20年10月より運用を開始した。従来のNACCSを利用した申請手続だけでなく、インターネット回線を利用するWebシステムを導入することで、申請手続以外の各種届出手続の電子化・オンライン化を実現しており、現在では動物検疫に係るほとんどの手続をANIPASを使用して行うことが可能となっている。

ANIPASの導入の経緯等(3)

- 動物の輸入事前届出については、平成17年に農林水産省の電子申請システムにより手続の電子化・オンライン化が実現したが、手続の処理方法や認証の利用法が複雑であったため、利用率が伸びていなかった。
- ANIPASのWebシステム導入に伴いNACCSを利用しない者がインターネットを介して手続を行うことが可能となった。



- ANIPASで動物の輸入事前届出及び輸出申請の電子化・オンライン化を実現。

ANIPASの概要

● 輸入者/通関業者

(NACCS利用者)

動物・畜産物の輸出入申請



NACCS

府省ポータル
/IFS



合格通知

輸出証明書

電子証明書送信

● オーストラリア

SANCRT



● 指定検査場所業者

(NACCS利用者以外)

検査場所指定申請

入庫情報登録

internet



ANIPAS



指定検疫物票の出力

● 動物検疫所の指定検査場所での検査



合格通知発行処理

● 家畜・ペットの輸出入者



家畜・犬・猫の輸入届出
家畜・犬・猫の輸出入検査申請

internet



届出の受理通知
申請の合格通知
(証明書は書面交付)

申請・届出受付
電子証明書受信

● 動物検疫所



届出受理通知
発行処理

NACCSから行える動物検疫の手続

手続名	申請者	インターネットからの手続	処分	導入年
畜産物輸(出)入検査申請	通関業者 輸出入者	可能	合格通知、指示通知 証明書交付、指示書交付	輸入:平成9年 輸出:平成14年
動物輸(出)入検査申請	通関業者 輸出入者	可能	合格通知、指示通知 証明書交付、指示書交付	平成14年
犬等輸(出)入申請	通関業者 輸出入者	可能	合格通知、指示通知 証明書交付、指示書交付	平成14年
霊長類輸入申請	通関業者 輸出入者	可能	合格通知、指示通知 証明書交付、指示書交付	平成14年
入庫情報登録業務	倉庫業者	可能	なし	平成20年

インターネットから行える動物検疫の手続

手続名	申請者	NACC Sからの 手続	処分	導入年
動物の輸入事前届出	輸出入者	不可	受理通知 指示書交付	平成20年
犬等の輸入事前届出	輸出入者	不可	受理通知 指示書交付	平成20年
霊長類の輸入事前届出	輸出入者	不可	受理通知 指示書交付	平成20年
輸入指定検査場所の 指定申請	倉庫業者	不可	受理通知 指定書交付	平成20年

動物の輸入事前届出機能

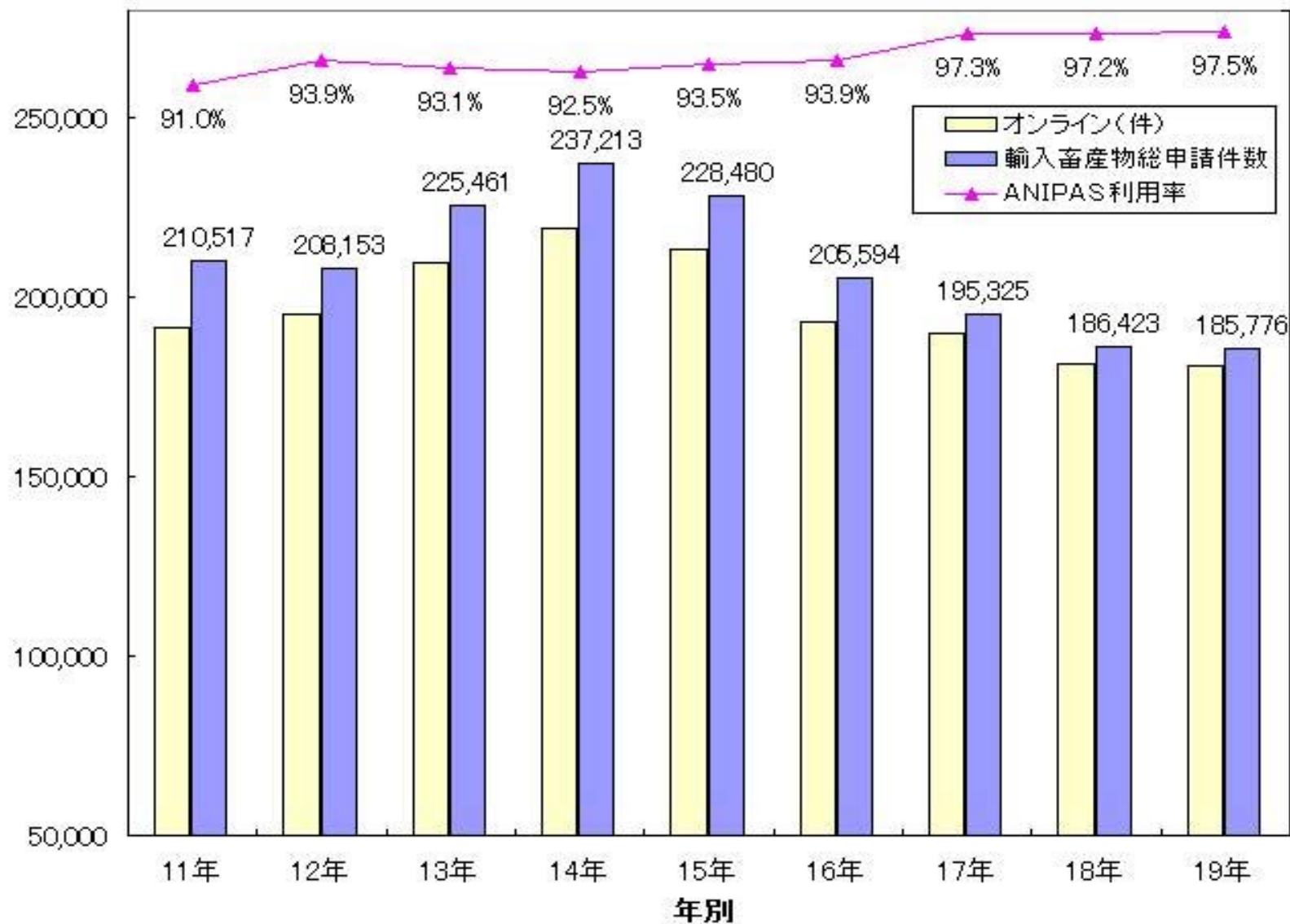
- 利用者登録の簡素化
 - ID、パスワードの利用
- 一覧照会機能による届出の管理
 - 過去の届出情報再利用による入力の省力化
 - 輸入検査申請との連携
- 添付ファイル利用による仕向先変更手続の簡素化

オンライン利用率

動物種	届出数	オンライン 利用数	利用率
牛	56	56	100%
豚	4	4	100%
馬	99	99	100%
その他	1	1	100%
初生ひな	16	16	100%
霊長類	7	7	100%

(件数)

輸入畜産物総申請件数とANIPAS利用率の推移



機能の見直し等

- 届出の受理に関する通知書の電子化・オンライン化
- 届出変更に関する内部処理の効率化

◆ 指定検査場所における畜産物検査



◆ 空港における携帯品検査



◆ 係留施設における動物検査

